

9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号
年 月 日

長 崎 県 知 事 殿

島原市長 印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する勢力

(1) 人 員

(2) 装備(概要特に航空機、船舶等を必要とするとき)

4 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

5 その他参考となるべき事項

9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号
年 月 日

長 崎 県 知 事 殿

島原市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害
応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

9-3 島原地域広域市町村圏組合緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）管内において地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第36条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制並びに消防組織法（以下「法」という。）第39条の規定に基づく長崎県広域消防相互応援協定（以下「県広域応援協定」という。）に係る運用及び長崎県緊急消防援助隊受援計画（以下「県受援計画」という。）の規定に基づく緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的に、島原地域広域市町村圏組合緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）として必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この計画において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

2 代表消防機関

緊急消防援助隊等の連絡調整等を行う消防機関をいい、本県では長崎市消防局をいう。

3 代表消防機関代行

代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいい、本県では佐世保市消防局をいう。

4 前項までに定めるもののほか、用語の定義については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(緊急消防援助隊の応援要請等の手続き)

第3 消防長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに管内及び長崎県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、直ちに島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）に連絡し、応援要請等について必要な指示を受けるとともに、長崎県知事（以下「知事」という。）に対して当該応援等が必要である旨を電話により連絡する。この場合、消防長は、管内の災害が発生した市（以下「災害発生市」という。）の市長へ当該応援を要請した旨を連絡する。

2 消防長は、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により知事に対して報告するものとする。また、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行う（要請要綱別記様式1—2）。

(1) 災害の概況

(2) 出動を希望する区域及び活動内容

(3) その他参考となるべき事項

3 消防長は、前項の連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡する。

4 消防長は、知事に対して1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連

絡する。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行う（要請要綱別記様式1-2）。

5 当消防本部が実施する緊急消防援助隊の応援要請ルートについては、別図1のとおり。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知）

第4 消防長は、知事から応援等決定の通知を受けた場合は、その旨を管理者及び災害発生市の市長に対して報告するものとする。

（連絡体制）

第5 応援要請（連絡）時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時に行う主な連絡先は県受援計画資料1のとおり。
- (2) 各市災害対策本部は、県受援計画資料2のとおり。

2 情報連絡方法

原則として有線（携帯）電話、有線ファクシミリによるものとするが、状況に応じて、併せてインターネットによる情報の伝達を行うものとする。有線途絶等の場合は、主運用波、長崎県防災行政無線電話・ファクシミリ又は衛星電話回線を活用するものとする。

なお、重要事項の伝達の場合であって、ファクシミリを利用したときは、電話により着信を確認するものとする。

（消防相互応援隊の応援等要請要領）

第6 消防相互応援隊の応援等要請要領は次のとおりとする。

- (1) 消防長は、災害の状況及び当該市町を管轄する消防本部の消防力では対応できないと判断した場合は、直ちに管理者へ連絡し、応援要請等について必要な指示を受けるとともに、電話で知事に対して消防相互応援隊の要請を行うものとする。この場合において、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、詳細な災害の状況を把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行う（要請要綱別記様式1-2を準用）。

要請後、消防長は、災害発生市の市長へ当該応援を要請した旨を連絡する。

- (2) 消防長は、知事から出動可能な消防相互応援隊数等について通知（要請要綱別記様式2-2を準用）を受けた場合は、管理者及び災害発生市の市長へその旨を報告するとともに、災害状況の変化等を知事へ連絡する。また、管理者の指示を受け、必要な消防相互応援隊の投入について知事及び代表消防機関の長と協議する。
- (3) 消防長は、知事から出動する又は出動した消防相互応援隊数の通知（要請要綱別記様式3-3を準用）を受けた場合は、管理者及び災害発生市の市長へその旨を報告するとともに、消防相互応援隊の受入れに必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 消防本部が実施する消防相互応援隊の応援要請ルートについては、別図1に準ずる。

2 消防相互応援隊が出動するまでに必要な情報

消防長は、消防相互応援隊要請時に、必要な情報を知事へ連絡後、引き続き次に掲げる事項について速やかに連絡しなければならない。

- (1) 被害状況
- (2) 消防相互応援隊の出動を希望する区域及び活動内容
- (3) その他必要な事項

3 消防相互応援隊の集結場所

消防相互応援隊の集結場所は、原則として消防本部とする。

4 現場到着時の報告

消防長は、到着した応援隊長から1号に掲げる事項について報告を受け、記録するとともに、2号に掲げる事項を確認し必要な指示をする。

(1) 到着報告

- ア 応援隊長の職、氏名
- イ 消防相互応援隊の隊数、人員、車両、資機材
- ウ その他必要な事項

(2) 確認事項

- ア 災害の状況
- イ 活動中の消防相互応援隊名、活動概要
- ウ 活動方針
- エ 当該消防相互応援隊の任務及び活動範囲
- オ 使用無線系統
- カ 地水利の状況
- キ 安全管理上の注意事項
- ク その他必要な事項

第3章 受援体制

(指揮本部の設置)

第7 消防長は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、消防長を本部長とする指揮本部を消防本部内に設置する。この場合において、指揮本部の組織及び業務については、別表第2及び別表第3のとおりとし、消防本部内に消防計画に基づく警防本部が設置されている場合は、それぞれその職を兼ねるものとする。

2 指揮本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 消防長は、市が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市災害対策本部へ職員を派遣するものとする。

派遣職員にあつては、原則、消防司令補の階級を有する指揮本部員又は所轄の消防署から指名する。

4 消防長は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 5 消防長は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、消防本部及び消防団の活動状況、消防相互応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

(消防応援活動調整本部設置に伴う職員の派遣)

- 第8 消防長は、知事が法第44条の2の規定に基づき調整本部を設置したときには、調整本部の本部員として職員を派遣し、情報の共有、活動の一元化を図るものとする。

なお、被災状況により職員を派遣することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- 2 調整本部に派遣する職員は、島原消防署、南島原消防署の職員の中から、原則、消防司令補以上の階級を有する者及び災害発生市の地水利等の管内状況を把握する消防司令補又は消防士長の階級を有する者を消防長が指名する。

(受入れ体制が整わない場合の対応)

- 第9 消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合は、県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第10 消防長は、管理者の指示の下、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県隊の活動を指揮するものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

- 3 統合機動部隊長は、都道府県大隊が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長もしくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

- 第11 指揮支援本部は、指揮本部及び市災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、消防長は、必要と認める場合は、指揮支援本部から指揮本部へ隊員の派遣を要請するものとする。

- 2 指揮支援本部は、「島原地域広域市町村圏組合緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(現地合同調整所)

- 第12 消防長は、管理者の指示を受け、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を

設置するものとする。

(通信運用体制)

第13 無線通信運用体制は、県受援計画第13の通信運用体制に準じて行い、当消防本部の対応は次のとおりとする。

- (1) 消防本部は、大規模な災害が発生した場合、必ず統制波 1 を開局しておくこと。
- (2) 消防本部は、災害発生市に設けられる災害対策本部、指揮本部、調整本部、指揮支援本部、都道府県隊本部相互間の直接通信が困難と認められる場合は、無線を中継し内容を伝達すること。
- (3) 指揮支援部隊長より統制波 2 又は統制波 3 に切替え指示があった場合、島原消防本部基地局及び野岳基地局の統制波の切替えを行う。
- (4) 統制波の不感地帯で災害が発生した場合、基地局からの統制波が届かないことから、通信員を不感地帯がカバーできる場所へ派遣し、陸上移動局にて統制波の中継を行う。

2 消防本部の使用無線は、別表第 4 のとおりとする。

3 消防本部は、消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）、新型防災無線その他の無線を使用する。

4 消防本部及び消防署の無線の通信運用体制について、広範囲に被災地が離散する場合は、活動波 1 を島原消防署管内、活動波 2 を南島原消防署管内と指令課より指示する。

5 陸上移動局の防災相互波については、関係機関と調整し、通信手段として活用する。

6 署活系無線機は、職員間の通信に使用する他、防災相互波について関係機関と調整し、通信手段として活用する。

7 指令台による三者間通話を有効に活用し、関係機関との情報共有を行う。

第 5 章 消防応援活動の調整等

(迅速出動時の部隊の受入れ)

第14 消防長は、迅速出動が適応になった場合は速やかに被害状況及び緊急消防援助隊の応援が必要な地域等を確認後、調整本部に対して報告し、緊急消防援助隊の受入れ体制を整えとともに、その旨を管理者及び組合各市の市長へ報告する。

(迅速出動に係る緊急消防援助隊の出動先等)

第15 迅速出動に係る緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として次のとおり。

- (1) 指揮支援部隊長 長崎県庁
- (2) 指揮支援隊長 消防本部 ※震央が管内の場合（次号同じ。）
- (3) 統合機動部隊 消防本部
- (4) 航空小隊 長崎県防災航空隊大村基地

(5) 水上小隊 消防庁が連絡する場所

(進出拠点)

第16 指揮本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び調整本部と協議する。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行い、各進出拠点等については、以下のとおり。

- (1) 都道府県大隊（航空小隊、水上小隊以外）の進出拠点及び担当消防本部並びに到達ルートは、県受援計画資料 5-1 のとおりとする。
- (2) 航空小隊の進出拠点は、長崎県緊急消防援助隊（航空小隊）受援計画資料 2-2-2 のとおりとする。
- (3) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部と消防庁が協議する。

2 決定された進出拠点については、調整本部から進出拠点担当消防本部に対して連絡される。

3 当消防本部が、担当消防本部となった場合は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

この場合の連絡員等は、島原消防署、南島原消防署職員の中から消防長が指名する。

4 連絡員等は、到着した応援都道府県大隊名及び大隊の規模について確認し、調整本部及び指揮本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊長に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。

5 派遣する連絡員等については次のとおりとする。

- (1) 応援部隊と適切に対応できる消防職員を配置するものとする。
- (2) 情報連絡手段として、消防デジタル無線及び携帯電話等を携帯する。
- (3) 進出拠点から移動先までの誘導員（消防職員又は消防団）を配置するものとする。

6 応援部隊の移動経路については、緊急交通路として優先使用できるよう警察機関に依頼するものとする。

(任務付与)

第17 消防長は次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。また、必要により消防本部の職員及び消防団員の応援車両への同乗等を考慮する。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 使用無線系統
- (5) 地水利状況
- (6) 燃料補給場所
- (7) その他必要な事項

(資機材の貸出し)

第18 消防長は、応援都道府県大隊長に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとし、署長は、あらかじめ資機材の貸出しについて必要な事項を計画することとする。

2 各市のスピンンドライバーの口径及び形状は、県受援計画資料6のとおりとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第19 ヘリコプター離着陸場所は、県受援計画資料7のとおりとする。

(宿営場所)

第20 宿営場所は、災害状況及び緊急消防援助隊の規模等を考慮し、消防庁が調整本部及び指揮本部と調整して県受援計画資料8のうちから決定し、応援都道府県又は応援都道府県後方支援本部に対して連絡する。なお、消防長は、宿営場所の調整に際し、必要に応じて関係機関と連絡等を行うものとする。

2 宿営場所を被災者の避難施設と共用しない場所から決定するために、指揮本部は、市災害対策本部と連絡を密にし、避難施設等の情報を調整本部及び消防庁へ提供するものとする。

(燃料補給場所等)

第21 都道府県大隊（航空小隊、水上小隊以外）の燃料補給場所は、県受援計画資料9のとおりとする。ただし、現地給油が必要な場合、消防長は管内の配送可能施設へ給油用タンクローリーの要請等を行うものとする。

2 航空小隊の燃料補給体制は、長崎県緊急消防援助隊（航空小隊）受援計画第2章4のとおり。燃料補給場所は、長崎県緊急消防援助隊（航空小隊）受援計画資料2-2-2のとおり。

3 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部から指示される。

(燃料調達要請)

第22 燃料の調達要請は、長崎県が締結する災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請されることから、燃料の調達が必要となる場合は、調整本部へ依頼する。

(重機等派遣要請)

第23 重機等派遣要請は、長崎県が締結する災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請されることから、重機派遣が必要な場合は、調整本部へ依頼する。ただし、調整本部への依頼のみによることなく、管内の重機派遣可能施設等への依頼も考慮することとする。

2 応援隊へのトラックの応援体制についても前項を準用する。

(物資等調達要請)

第24 物資等調達要請は、長崎県が締結する災害時における物資調達に関する協定に基づき要請されることから、食料、医療品等の物資の調達が必要な場合は、調整本部へ依頼する。

2 管内における、緊急消防援助隊に係る発災日より4日目以降の食料品等物資の補給可能場所は、県受援計画資料12のとおりとする。

(活動支援)

第25 消防長は、必要により緊急消防援助隊の活動部隊に、島原消防署又は南島原消防署の職員

を同行させ、現場の案内、安全管理等の活動支援に努めるものとする。

(長官による部隊移動の求め又は指示に対する意見)

第26 消防長は、知事から法第44条第8項の規定に基づく長官による部隊移動に関する意見を求められた場合は、管内の被害状況及び消防力並びに緊急消防援助隊及び消防相互応援隊の活動状況等を総合的に判断し、管理者及び災害発生市の市長へ報告するとともに必要な指示を受け、知事に対して意見を回答するものとする（要請要綱別記様式6-2）。

2 消防長は、知事から緊急消防援助隊の部隊移動に関する通知(要請要綱別記様式6-4)を受けた場合は、管理者及び災害発生市の市長に対してその旨を報告するものとする。

3 長官による部隊移動に係る系統図は別図2のとおり。

(知事による部隊移動の指示に対する意見)

第27 消防長は、調整本部から法第44条の3第1項の規定に基づく知事による部隊移動に関する意見を求められた場合は、管内の被害状況、緊急消防援助隊並びに消防相互応援隊の活動状況及び管内の消防力を総合的に判断し、管理者及び災害発生市の市長へ報告するとともに必要な指示を受け、調整本部に対して意見を回答するものとする。

2 前項の部隊移動に際し、指揮本部は、指揮支援本部と連絡を密にして情報の共有を図ることとする。

3 知事による部隊移動に係る系統図は別図3のとおり。

(活動報告)

第28 指揮本部は、被害状況並びに当消防本部及び消防団の活動内容について記録するとともに、緊急消防援助隊及び県内相互応援隊の活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を指揮支援隊及び消防相互応援隊から必要に応じて適宜録取し、管理者及び災害発生市の市長へ報告する。

第6章 防災関係機関との連携

(実動関係機関との連携)

第29 指揮本部は、緊急消防援助隊が、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE、医師、DMAT、ドクターヘリ等と連携できるよう必要な調整を図るものとする。

(指揮本部における防災関係機関との連携)

第30 指揮本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、県災害対策本部及び市町災害対策本部に依頼するものとする。

第7章 活動終了

（緊急消防援助隊の活動終了）

第31 消防長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、管内における緊急消防援助隊の活動終了を判断する状況となった場合は、管理者及び災害発生市の市長へ報告し、必要な指示を受けるものとする。管理者が活動終了の判断をした場合、消防長は、直ちに知事へ電話によりその旨を連絡するものとする。

2 消防長は、知事から、緊急消防援助隊の引揚げを決定した旨の通知を受けた場合は、直ちに管理者及び災害発生市の市長へ報告するものとする。

3 都道府県大隊が活動終了した場合、消防長は、指揮支援本部長から次に掲げる事項の報告を受けるとともに、その内容について、管理者及び災害発生市の市長へ報告するものとする。

- (1) 都道府県大隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

（消防相互応援隊の活動終了）

第32 消防長は、被害状況及び管内の消防力を総合的に勘案し、消防相互応援隊の活動終了を判断する状況となった場合は、管理者及び災害発生市の市長へ報告し、必要な指示を受けるものとする。管理者が活動終了を判断した場合、消防長は応援活動に従事した県内の消防本部（局）の責任者へ、活動終了を指示するとともに、その旨を代表消防機関の長及び活動を終了する消防本部へ連絡するものとする。

第8章 その他

（情報の共有）

第33 指揮本部は、消防庁、調整本部、指揮支援本部及び緊急消防援助隊と、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るため、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを積極的に活用する。

また、緊急消防援助隊に係る連絡体制は、県受援計画別記様式7のとおりとする。

（地理の情報）

第34 消防長は、被災地における緊急消防援助隊又は消防相互応援隊等の消防隊の配備及び後方支援等を効率的に行うため、次項各号の事項を記した市町別の地図等を、あらかじめ整備するものとする。

2 署長は、次の事項を記した管轄区域の地図をあらかじめ作成し、消防応援活動用として消防長へ報告するとともに、所要部数を消防本部及び消防署へ配備しておくこととする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプターの離着陸場

- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 食糧品等物資の補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第35 消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努める。

(応援等に要する費用)

第36 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく応援を受けた場合は、当該応援活動に要する費用は、組合が負担するものとする。

2 消防長は、前項に規定する費用を負担するときは、一般財団法人全国市町村振興協会に対して、一般財団法人全国市町村振興協会広域応援交付金交付規程（昭和62年2月27日規程第26号）に基づき消防広域応援交付金の交付申請を行うこととし、当該交付申請に係る事務は、消防本部で行い、総務課において処理することとする。

3 法第44条第5項の規定に基づく応援の費用は、国が負担する。

4 県広域応援協定に基づく応援に係る費用は、同協定第5条の規定によるものとする。

(受援計画の策定等)

第37 消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、受援計画を必要に応じて見直すよう努めるものとし、地域防災計画等に掲載するなど市内関係部局及び関係機関との情報共有を図るものとする。

2 消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

附 則

この計画は、平成29年2月15日から施行する。

別表第1

用 語 の 定 義

連番	用 語	内 容	備 考
1	緊急消防援助隊	法第45条第1項に規定された消防隊及び航空小隊をいう。	
2	消防相互応援	県広域応援協定により応援を行う南内消防品部の消防隊をいう。	
3	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係わる基本的な事項に関する計画（兵施16年2月6日消防震第9号）」をいう。	
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日消防震第19号）」をいう。	
6	応援等	災害が発生した市町の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
7	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条（6）
8	広報支援本部	種痘どうした部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第9条
9	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一次的に集結する場所を含む。）をいう。	運用要綱第2条（12）
10	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町をいう。	基本計画第1章第2節
11	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条（2）
12	指揮者	被災地の市町長又はその委任を受けた消防長をいい、当組合では管理者が該当する。	基本計画第2章第5節1（4）
13	調整本部	被災地の応援等のための当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条2
14	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第16条
15	指揮支援本部長	運用要綱に掲げる優先順位に基づき指揮支援部隊長が指名する指揮支援本部の本部長をいう。	運用要綱第16条
16	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する除法を収集し、長管及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係わる式が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節1（1）
17	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地の関わる都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け、被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1（3）
18	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1（4）

19	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の指揮を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第2節3
20	統合機動部隊	大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指揮を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動緊急に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節2
21	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節3
22	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町長の間で一定条件付きで緊急消防援助隊等の出動に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を見たいした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要求要請第2条(11)
23	部隊移動	法第44条の規定に基づく、長官の措置の求め又は指示により、被災地にすでに行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定により基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(15)
24	消防計画	島原地域広域市町村圏組合消防計画(平成12年12月1日)をいう。	
25	警防本部	消防計画第28条の規定に基づき消防庁が設置する災害対策警防本部をいう。	

別表第2

指揮本部の組織及び受援体制に必要な職員配置表

1 指揮本部

		職	備 考
	本 部 長	消防長	
	副 本 部 長	次長	
	総 務 班	班 長	総務課長
		班 員	総務課員
	警 防 班	班 長	警防課長
		班 員	警防課員
	情 報 連 絡 班	班 長	予防課長
		班 員	予防課員
	通 信 指 令 班	班 長	指令課長
		班 員	指令課員

2 派遣職員

	所属・職	担当者	備 考
調 整 本 部 派 遣			* 1
			* 2
市災害対策本部派遣	消防本部		島原市 * 3
	南島原消防署		南島原市 * 3
	北分署		雲仙市 * 3

※1 島原消防署、南島原消防署の職員のうち、原則、消防司令補の階級を有する者

※2 島原消防署、南島原消防署の職員のうち、災害発生市の地水利等の管内状況を把握する消防司令補又は消防士長の階級を有する者

※3 原則、消防司令補の階級を有する指揮本部又は所轄の消防署の職員

3 進出拠点等担当者

	所属・職	担当者	備 考
指揮支援隊送迎			車両 ()
進出拠点 ()			車両 ()
進出拠点 ()			車両 ()

別表第3

指揮本部における各班の所掌業務

	所 掌 業 務
本 部 長	・ 緊急消防援助隊の指揮に関すること。（管理者の指示による。） ・ 指揮本部の設置及び運用に関すること。 ・ 応援要請の決定に関すること。 ・ 外部機関へ職員派遣に関すること。
副 本 部 長	・ 本部長を補佐する業務に関すること。 ・ 消防相互応援隊及び指揮支援隊等への管内の被害状況及び活動状況の説明等に関すること。
総 務 班	・ 災害による各署人員・車両・庁舎以上の有無、非常召集情報に関すること。 ・ 応援要請手続き及びその報告等に関すること。 ・ 外部機関と動態情報に関すること。（設置、要請、決定・不可、到着予定・到着時間等） ・ 外部機関への職員派遣に関すること。 ・ 進出拠点、宿营地等の連絡調整に関すること。 ・ 調整本部等への被害状況等のFAX 送信に関すること。 その他 警防本部の業務に準ずる。
警 防 班	・ 災害に対する管内の消防力の運用に関すること。 ・ 被害状況、死傷者、行方不明者及び活動状況把握に関すること。 ・ 消防力劣性時における対応に関すること。 ・ 応援要請時に必要な隊数及び内容等の算定に関すること。 ・ 傷病者情報に関すること。 ・ 緊急消防援助隊及び県内応援隊の出動先に関すること。 ・ 緊急消防援助地及び県内応援隊の運用に関すること。 その他 警防本部の業務に準ずる。
情 報 連 絡 班	・ 被害情報の収集に関すること。 ・ 緊急消防援助隊動態情報システム入力に関すること。 ・ ライフライン情報に関すること ・ 危険物施設・気象・火山・地震・津波等情報収集に関すること。 ・ 災害状況地図作成に関すること。 ・ 火災・災害等即報に関すること。 ・ 医療機関情報に関すること その他 警防本部の業務に準ずる。
通 信 指 令 班	・ 出動隊の決定及び指示に関すること。 ・ 覚知した災害事案等の伝達に関すること。 ・ 無線運用に関すること。 ・ 防災ヘリ、ドクターヘリその他の航空機に関すること。 その他 警防本部の業務に準ずる。

* 消防計画の規定に基づき警防本部が設置されている場合、本部員は当該各色を兼ねることとする。

別表第4 (デジタル周波数については非表示)

消防本部の使用無線

	種類	周波数	運用方法	対応無線機
デ ジ タ ル	活 動 波 1		指令センター及び消防署内の交信に使用 (※1)	デジタル無線機 (※3)
	活 動 波 2		指令センター及び消防署内の交信に使用 (※2)	
	主 運 用 波 2		県内応援隊及びドクターヘリとの交信に 使用	
	統 制 波 1		緊急消防援助隊（航空小隊含）との交信 に使用（切替え方式）	
	統 制 波 2			
	統 制 波 3			
ア ナ ロ グ	防 災 祖 語 波	158.35	防災関係機関との通信手段として使用 (※4)	車載無線機
	署 活 波 1	466.425	消防署内の交信に使用	署活溪無線機
	署 活 波 2	466.475		
	九州共通波 1	466.525	九州各県隊との交信に使用	
	九州共通波 2	466.5375		
	九州共通波 3	466.55		
	防 災 相 互 波	466.775	防災関係機関との通信手段として使用	

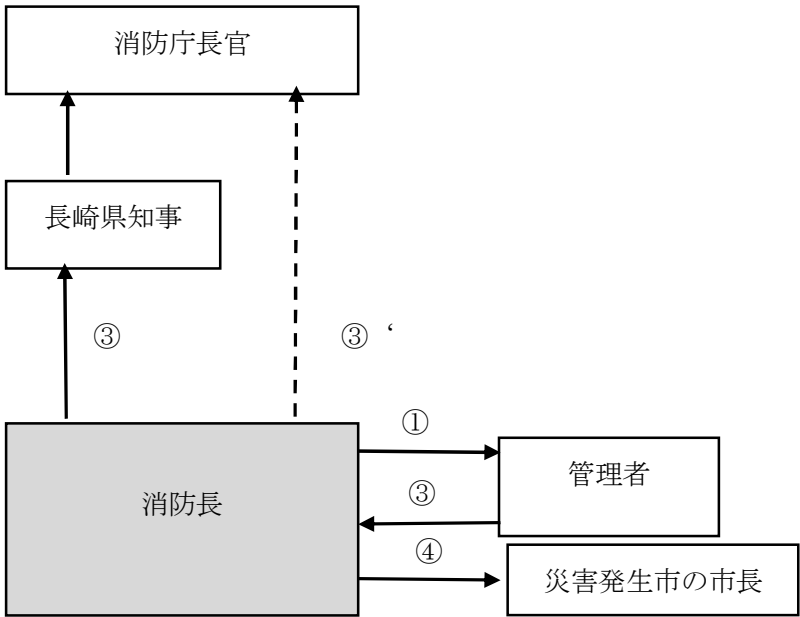
※1 広範囲に被災地が離散する場合は、島原消防署管内で運用する。

※2 広範囲に被災地が離散する場合は、南島原消防署管内で運用する。

※3 デジタル無線機とは、基地局、固定局及び陸上移動局の無線局をいう。

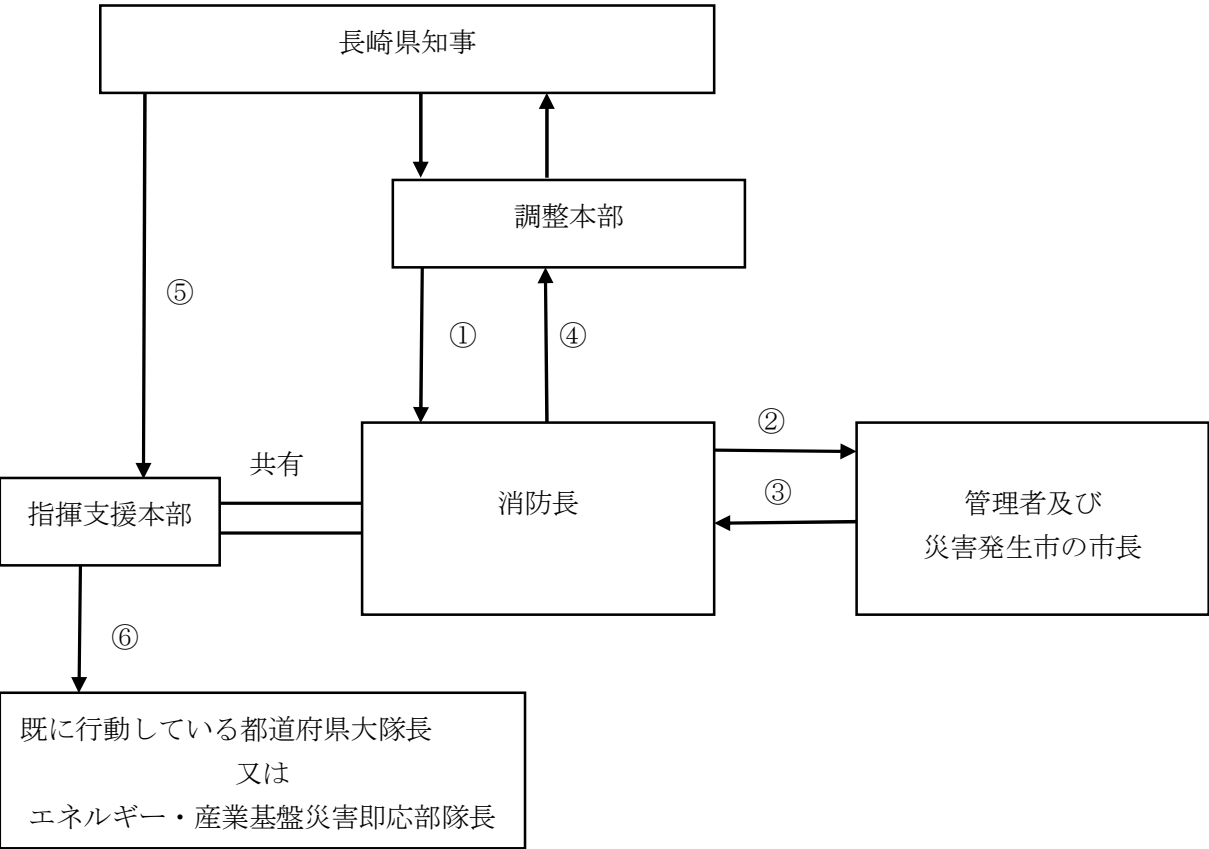
※4 防災関係機関とは、消防、警察、自衛隊及び海上保安庁等をいう。

別図 1
緊急消防援助隊要請図（消防本部が関係する部分のみ）
※番号は、県受援計画の番号とは異なることを留意



手順	内 容	実 施 者	備 考
①	大規模な消防の応援等が必要な旨の連絡	消防長→管理者	電話
②	緊急消防援助隊の要請について必要な指示	消防長←管理者等	電話
③	緊急消防援助隊の応援等要請	管理者→消防長	電話（管理者）
③ ‘	緊急消防援助隊の応援等要請	消防長→長官	電話（③不可の場合）
④	緊急消防援助隊を要請した脱値の連絡	消防長→市長	電話
以降は、県受援計画に準ずる。			

別図 3
知事による部隊移動系統図（消防本部が関係する部分のみ）
※番号は、県受援計画の番号とは異なることを留意



手順	内 容	実 施 者	備 考
①	知事による部隊移動に関する意見の求め	消防本部→消防長	
②	部隊移動する意見求めの報告	消防長→管理者等	電話
③	部隊移動する意見について必要な指示	管理者等→消防長	電話
④	長官による部隊移動に関する意見の回答	消防長→調整本部	
⑤	部隊移動の指示	知事→指揮支援本部長	別記様式 6－5
⑥	部隊移動の指示	指揮支援本部長→既に行動している都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長	
その他、県受援計画に準ずる。			

9-4 災害時における建築物等の解体撤去等の協力要請

様式1-1 (第4条 協力要請市町用)

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

○ ○ 市(町)長 印

若しくは

○ ○ 消防本部(局)消防長 印

災害時における建築物等の解体撤去等に関する協力要請について

災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定書第4条の規定に基づき下記のとおり協力を要請いたします。

記

1 事案の発生場所及び状況

※必要に応じて、発生場所等が分かる位置図等を添付すること。

2 要請する業務内容

3 集合場所及び連絡責任者、連絡先

※必要に応じて集合場所が分かる位置図等を添付すること。

4 その他必要な事項

10-1 避難者カード

避難者→被災者管理班（名簿係）

(避難所名)

No

避難者カード

避難者グループ名

所属：町内会・自治会名

①	世帯主氏名				住所		
②	入所年月日		年	月	日	電話	
	家族	(フリガナ) 氏 名	年齢	性別	要配 慮者	支援区分 (避難所 人、在宅 人)	
				男 女		☐ 避難所への入所を希望 ☐ 在宅のまま避難所サービスを希望	
				男 女		☐ 避難所への入所を希望 ☐ 在宅のまま避難所サービスを希望	
				男 女		☐ 避難所への入所を希望 ☐ 在宅のまま避難所サービスを希望	
				男 女		☐ 避難所への入所を希望 ☐ 在宅のまま避難所サービスを希望	
				男 女		☐ 避難所への入所を希望 ☐ 在宅のまま避難所サービスを希望	
	家屋の被害状況		全壊、半壊、一部損壊、断水、停電、ガス停止、電話不通				
	親族等の連絡先						
	ご家族に、入れ歯や眼鏡等の不備、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があつたら お書きください。						
特技や資格をお持ちの方は、氏名と特技・資格の内容をお書きください							
③	他人からの問い合わせがあつた時、住所、氏名を公表しても良いですか (よい、よくない)						
④	登録日 (入所日)	*			退所年月日	年 月 日	
⑤	登録解除日 (退所日)	*	転 出 先	住 所 (氏名)			
				連絡先			

◎ この名簿は、入所時に世帯代表者が記入し、被災者管理班の名簿係に渡してください。

◎ *箇所は、名簿係が記入しますので避難者の方は記入しないでください。

【避難者の方へ】

- ・ 入所にあたり、この名簿を記入し、行政担当者へ提出することで、避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
 - ・ 内容に変更がある場合は、速やかに名簿係に申し出て修正してください。
 - ・ 他からの問い合わせに対して、住所と氏名を公表して良いかお書きください。
- * 名簿の内容を公表することによって、御親戚の方々に安否を知らせるなどの効果があります。但し、プライバシーの問題がありますので公表の可否についてはご家族で判断してください。

避難所収容状況把握表

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物 品 使 用 状 況	
					品 名	数
		月 日～ 月 日	人	人		
小 計 合 計	既存建物	箇所	人	人		
	屋外仮設	箇所				
	天 幕	箇所				

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。 3 他市町村の住民を収容したときは、「備考」欄に記入すること。（ただし、その「避難者名簿」の写しを添付し）

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。

4 「小計・合計」欄は、該当しないものを記入すること。

10-3 避難所運営記録

避難所運営記録簿					
年 月 日 時 分現在			受信日時		月 日 時 分
発信機関	避難所		発信者		
受信機関			受信者		
避難者数	男	女	計	備考	
	人	人	人		
(運営状況) (問題点・要望等)					

232

10-5 災害救助用の政府所有米穀引渡申請書他
様式第 1

〇〇島安第 号
平成 年 月 日

農林水産省 政策統括官 様

島原市長 氏 名 印

災害救助用政府所有米穀の引渡申請書

米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号
総合食料局長通知）第 4 章 I 第 10 の 1 に基づき以下のとおり申請します。

記

引渡希望数量 (k g)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

様式第 2

政 府 所 有 米 穀 受 領 証

1. 受 領 数 量

種 別	産 年	銘 柄 (産地・品種)	包 装	量 目	等 級	数 量	備 考

災害発生による応急食糧として上記のとおり確かに受領いたしました。

平成 年 月 日

農林水産省 政策統括官 様

島原市長 氏 名 印

立会人 職 名 氏 名 印

様式第 3

平成 年 月 日

長 崎 県 知 事 様

島原市長 氏 名 印

政 府 所 有 米 穀 受 領 報 告 書

本市の災害に際し、応急食糧として下記のとおり政府食糧の引渡しを受けたので報告いたします。

記

1. 引渡しを受けた年月日

2. 出庫倉庫名

3. 引渡しを受けた数量等

種 別	産 年	銘 柄 (産地・品種)	包 装	量 目	等 級	数 量	備 考

様式第 4

応 急 食 糧 受 領 証

品 名	産年※	銘 柄 (産地・品種)	包装※	量 目	等級※	数 量	備考

災害用応急食糧として上記のとおり確かに受領いたしました。

平成 年 月 日

島原市長 様

島 原 市 町

受 取 人 氏 名 印

引渡立会人 氏 名 印

◎ 上記様式中、※印を附してある欄は穀類のみについて記入する。

その他応急用品の保管を必要とする場合は様式第 5 の公用令書によりその食品製造販売集荷、貯蔵する者に当該食品の保管を要請する。なお食糧、食品の引渡を受ける場合は等級、品質等を検査するため、それぞれ専門技術者の立会を求め検収するものとする。

様式第 5

保管第

号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第 71 条・73 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

平成 年 月 日

処分権者 氏 名 印

保管すべき物資の種類、数量、保管すべき場所、保管すべき期間

備 考

11-1 行方不明者名簿

行方不明者名簿

No. _____

整理 番号	届 出 月 日	行 方 不 明 者							届 出 者			備 考
		住 所	氏 名	年 齢	性 別	身 長 (cm)	体 重 (kg)	着衣その他 の特徴	住 所	氏 名	行方不明者 との関係	
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											

11-2

1 1 - 2 医療救護所開設状況

医療救護所開設状況報告								
年 月 日 時 分現在					受信日時	月 日 時 分		
発信機関	災害対策部			部 課	発 信 者			
受信機関	災害対策部			部 課	受 信 者			
場 所								
従事者数				軽 症	中毒症	重症	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

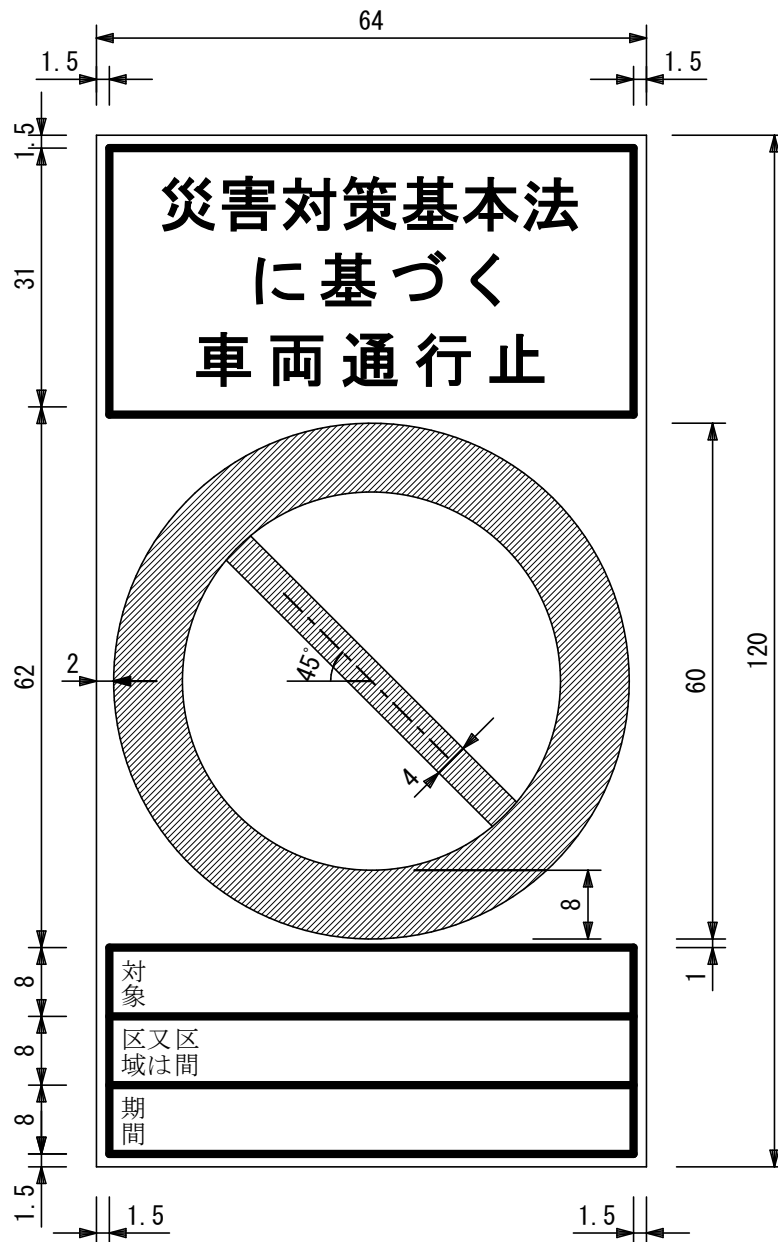
12-1 緊急通行車両事前届出書

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 書 年 月 日 公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 印		災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 済 証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は、2通作成し、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		
(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

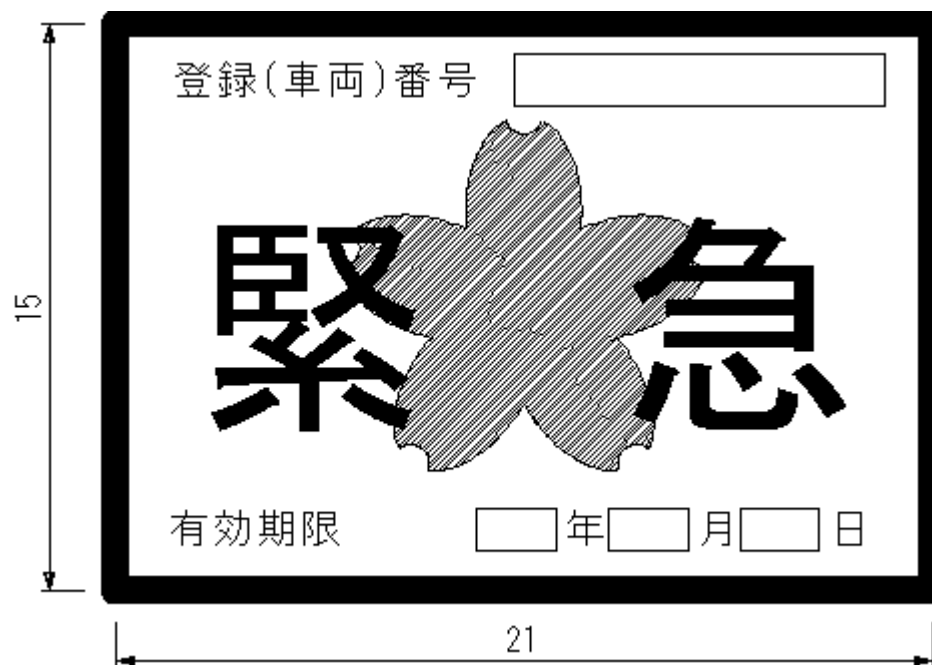
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

1 2 - 2 緊急車両以外の車両通行止め標示



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

12-3 緊急通行車両通行標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

12-4 緊急通行車両確認申請書

第 号		
緊急通行車両確認申請書		
長崎県知事 長崎県公安委員会 殿		
申請者住所 (電話) 氏名		印
番号票に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

12-5 緊急通行車両確認証明書

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
知 事			印	
公安委員会			印	
番号票に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通行日時				
通行経路	出 発 地		目 的 地	
備 考				

備考 用紙は日本工業規格A5とする

12-6 物品の受払簿（物資集配拠点用）

[illegible]